

議員提出議案第2号

北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験等に抗議する意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成29年10月11日

安田 優子

伊藤 保

坂野 経三郎

西川 憲雄

浜田 妙子

内田 隆嗣

福田 俊史

藤繩 喜和

浜崎 晋一

前田 八壽彦

澤 紀男

北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験等に抗議する意見書

北朝鮮は、平成 29 年 8 月 29 日に北海道の上空を通過する形で弾道ミサイルを発射し、さらに、同年 9 月 3 日に 6 回目となる核実験を強行した。

こうした事態を受けて、同月 12 日に、北朝鮮に対して格段に厳しい制裁措置を課す強力な国連安保理決議が全会一致で採択されたにもかかわらず、北朝鮮は、同月 15 日に再び北海道の上空を通過する形で弾道ミサイルを発射するなど、軍事的挑発をエスカレートさせている。

北朝鮮が国際社会の強い抗議と警告を無視して、我が国の上空を通過する形で弾道ミサイルの発射を強行し、さらに過去最大規模の核実験を強行したことは、許されざる暴挙であり、本議会は、これらの行為に対し強い憤りをもって断固抗議するものである。

今回の核実験及び累次の弾道ミサイル発射を始めとする北朝鮮の挑発行為は、我が国の平和と国民の安全・安心を著しく脅かす、これまでにない重大かつ深刻な事態であり、国際社会の平和と安全を著しく損なうものである。また、北朝鮮は、今なお拉致問題に関して不誠実な対応を続けており、解決に向けた具体的な進展は見られない。全く不誠実極まりない行為である。

政府においては、北朝鮮がこのような暴挙を繰り返すことのないよう、関係各国と緊密に連携し、国連安保理決議に基づく制裁措置を完全に履行するよう国際社会に強く求め、圧力とともにあらゆる外交努力を展開して北朝鮮による核・ミサイル・拉致問題の解決に全力を尽くし、我が国の平和と国民の安全・安心の確保に万全を期すよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥取県議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
防衛大臣
内閣官房長官
拉致問題担当大臣

様